

令和 5 年 6 月 16 日現在

機関番号：25403

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K11782

研究課題名（和文）EU加盟候補国における「国民国家」変容 - 旧ユーゴスラヴィア・マケドニア共和国

研究課題名（英文）Transformation of "Nation-state" in EU Candidate Countries: The Case of the Former Yugoslav Republic of Macedonia

研究代表者

大庭 千恵子 (OBA, Chieko)

広島市立大学・国際学部・教授

研究者番号：10256026

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、2005年にEU加盟候補国として認められたマケドニア共和国が、隣国ギリシャとの国名争議に区切りをつけた2018年プレスパ協定の締結にいたった経緯と、その後の国内外における政治状況を、EU加盟交渉開始プロセスとの関連で検証した。

また、その過程で同共和国の国民国家体制に変化をもたらした憲法改正プロセス、「欧州化」条件としての法の支配分野での諸改革、複数言語の公用語化問題などについて、現状と課題について考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、旧ユーゴスラヴィア・マケドニア共和国（現北マケドニア共和国）の独立以後の経緯を踏まえ、EU加盟国候補国にとってEUによる政治的仲介/介入が国内政治バランスや外交政策の双方に影響を与える実態を探り、「欧州化」条件がもつ政治的影響を検証したほか、南東欧地域をめぐる国際関係が同共和国の多民族構成を反映した国民国家体制にも影響を与えようという点に着目して考察した点に意義がある。

また、EUの加盟国拡大手続きが2020年に見直され、多岐にわたる分野での継続的な改革成果だけでなく、現加盟国による政治的関与の度合いが高められており、北マケドニア共和国の事例はその一例ともいえることが確認された。

研究成果の概要（英文）： The central research questions of this project are: (1) the historical and political anatomy of the 2018 Prespa Agreement settling the dispute over the official use of the term "Macedonia", and (2) the transformative power of "Europeanisation" in transferring EU rules and norms to the political and nation-state systems of the Republic of North Macedonia, which was approved as a candidate country in 2005.

研究分野：国際関係史

キーワード：北マケドニア共和国 EU加盟交渉 ギリシャ ブルガリア プレスパ協定 NATO加盟 南東欧国際関係史

1. 研究開始当初の背景

ユーゴスラヴィア解体後に独立した現「北マケドニア共和国」は、本研究開始時には国際社会における暫定名称「FYROM（旧ユーゴスラヴィア・マケドニア共和国）」として知られていた。「マケドニア人」による国民国家形成を志向した同共和国は、コソヴォ紛争後の2001年にアルバニア人武装勢力との武力衝突を経て、国際機関の監督下で多民族共存システム構築に向けた諸改革を進める一方、対外関係ではEUやNATOなどユーロ・アトランティック構造への加盟を目指してきた。しかし、加盟国候補国としての立場は認められたものの、国名における「マケドニア」名称をめぐる隣国ギリシャとの国名争議を抱え、加盟交渉自体を開始できないというジレンマに陥っていた。

他方で、1990年代のユーゴスラヴィア紛争への対応を契機に、共通外交・安全保障政策の構築に向かったEUは、中東欧諸国などの新規加盟国を取り込む際に、連合・安定化協定から加盟交渉にいたる一連のプロセスを通じて、加盟候補国が直面していた体制移行期の諸改革を促進させた面を持ち、法の支配を始めとする規範面で影響力を及ぼした。ただし、フランスによるEU内部改革優先論もあり、加盟国拡大はもはや自明路線ではない。たとえば、コソヴォ紛争以後、EUは「西バルカン諸国」（旧ユーゴスラヴィア後継諸国およびアルバニア）を「EUの内側」とみなして対応することで合意しているものの、中東欧諸国の加盟プロセスとは異なり、加盟候補国として認定された後も、加盟交渉開始条件としてオープニング・ベンチマークが設定され、また、いつまでに加盟交渉を終了させるかについての期限設定も見送られている。しかし、ヨーロッパとロシアの狭間にあるこの地域には、同時にロシア、トルコ、中国などによる影響力浸透も見られ、この地域の動向は今後のEUによる近隣諸国政策とも関連しうる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、旧ユーゴスラヴィア・マケドニア共和国（現北マケドニア共和国）が、

(1) EUを始めとするユーロ・アトランティック構造への参加において、正式加盟に支障をきたした主要な理由である国際関係上の課題（ギリシャとの国名争議）にどのように対応してきたのか、(2) これと密接に関連して、独立後に志向してきた国民国家としてのあり方を、どのように変容させつつあるのか、について探ることである。

(1) と関連したギリシャとの国名争議は、研究開始時には予断を許さない状況であったが、2018年にプレスパ湖湖畔で調印された協定により、打開方針が出された。このため、現在進行形のバルカン諸国における政治情勢を視野に入れつつ、同協定の締結過程およびその後の政治状況の変化を検証することを目的とする。

同時に、加盟交渉開始以前の段階における、加盟候補国に対するEUによる仲介／介入の実態にも迫り、とくに法の支配分野における諸改革について、「欧州化」条件という観点から検証する。

(2) については、とくに2001年のアルバニア人との武力衝突後、国際社会の関与対象となったのは、国内人口の約25%を占めるアルバニア人（イスラーム教徒）との共存関係だが、その他の非多数派マイノリティや対外関係と複雑に絡み、いわゆる民族主義に基づく構図や権力分有では出口を見いだせない。実際、同共和国独立以後の政府与党連合はすべて、いずれかのアルバニア人政党との連立を主軸に据えることで成立している。そこで、本研究では国内政治状況の分析に加え、共和国公用語の複数言語化など、多民族社会における統治システムの実態と課題について、検証することを第二の目的とする。

3. 研究の方法

上記の目的をふまえ、本研究では、具体的に以下の方法をとった。なお、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う出入国制限の影響を受け、当初計画通りの現地調査は1度しか実施できなかったため、現地調査に基づく分析のほか、オンラインによる情報収集や資料収集も実施し、同時に先行研究や公表論文などの文献調査にも重点を置いて研究を進めた。

(1) EU加盟候補国としての北マケドニア共和国による対近隣諸国政策および諸改革の検証

前提条件として、2017年5月の政権交代以後の外交政策方針と、近隣諸国間関係（ギリシャ、ブルガリア、アルバニア、コソヴォ、セルビアなど）の進捗状況について確認した。そのうえで、国名争議については、2017年10月から再開されたニーミッツ国連事務総長特別代理による調整の進捗状況をフォローし、国名変更に係る国内政治状況の変化については、現地調査や報道資料に基づいて分析した。

また、国名争議に関して2018年に調印されたプレスパ協定については、先行研究だけでなく、関係国外務省サイト等に公表された情報や現地研究者による諸論考を収集し、検討した。同時に、オンラインで公表されているEU側の資料に基づき、EUによる西バルカン政策を確認したうえで、南東欧地域協力の現状や、北マケドニア共和国における「法の支配」分野での改革の進捗状況などについて「欧州化」条件の導入と課題という観点から検証した。

(2) 多民族共存状態における紛争後の国民国家変容過程の検証

人口200万人あまりの小国の領域内で、国民の約7割を占める「マケドニア人」(正教徒)と約4分の1を占めるアルバニア人(イスラーム教徒)、その他の少数派コミュニティが複数共存する中で、国民国家としての制度はどのように成立しているのか、あるいはボスニア・ヘルツェゴヴィナのように民族間のいわば隔離状態にならざるを得ないのか。とくに2001年紛争後に急速に進められた地方分権化と、官民両分野における公平な参画確保につながる公用語の複数言語化など、各分野における北マケドニア共和国の模索については、共和国官報や現地研究者による調査や論考などに基づく検討を行った。

具体的には、2017年にアルバニア人諸政党がアルバニア本国との協議のうえで提出した「アルバニア人プラットフォーム」に含まれた、少数派コミュニティが集住する地方自治体レベルだけでなく共和国議会を含む国家レベルでの複数言語化という主張は、共和国議会での言語法案審議のみならず、選挙における主要論点のひとつでもあったため、同共和国議会が公表した情報のほか現地研究者による調査資料なども確認しつつ、現状と課題について分析した。

4. 研究成果

(1) 2018年プレスパ協定締結(ギリシャとの国名争議の解決)とその後の課題

1991年の独立時、旧ユーゴスラヴィア・マケドニア共和国はギリシャからの国家承認を得られず、1993年になってようやく暫定名称での国連加盟を実現させた。ギリシャとの間では1995年に国旗の意匠変更と領土不可侵原則の確認に基づく暫定合意が成立したものの、国名争議は継続調整課題となり、新規加盟国承認にあたって加盟国の全会一致を必要とするEUやNATOへの加盟は見通しが立たない状況が続いた。逆に言えば、ギリシャとの国名争議解決は、これらユーロ・アトランティック構造への参加にいたる第一歩と考えられ、2018年のプレスパ協定はその打開策となるはずであった。

同協定は、1995年暫定合意の最終形と位置付けられ、「北マケドニア共和国」を正式国名とし、両国議会における批准プロセスと憲法改正を経て、国際組織や地域協力機構への加盟交渉をギリシャが支持するというものである。ただし、協定調印3か月後に北マケドニア共和国で実施された国民投票は、投票率36.89%にとどまり、法的拘束力をもつ形では成立せず、共和国議会における憲法改正手続きも難航し、一連のプロセスがようやく終了したのは2019年1月であった。さらにギリシャでも、同協定をめぐり首相不信任決議が出されたうえで批准されたもの、僅差での採択であった。両国政府による各種メディアを通じた説得にもかかわらず、両国民の大半は国名改称がもつ政治的意義を必ずしも共有しておらず、同協定に調印した両国首相は、その後実施された国内選挙等を経て、ともにそのポストを失うこととなった。

さらに、国名争議の解決は、北マケドニア共和国のNATO加盟には道筋を開き、2020年3月の正式加盟にいたったが、他方で、期待されたEU加盟交渉の開始は頓挫した。ギリシャとの国名争議を解決したはずのプレスパ協定で言及された「マケドニア語」や「マケドニア人」という用語に係る解釈および歴史認識をめぐり、今度はブルガリアが異議申し立てを行ったからである。ブルガリアは、EU加盟プロセスが南東欧地域の改革と安定に資することを認めつつも、プレスパ協定に含まれた言語条項に記載された「マケドニア語」が「北マケドニア共和国の公用語」つまり1944年以後の状況であることを明示することなどを求め、かつ歴史認識条項については、両国の専門家会議による具体的検証を求めたのである。

これに対し、2022年2月のウクライナ進攻時にEU理事会議長国であったフランスは、EU加盟とは切り離れた欧州政治共同体構想を提示する一方、いわゆる準加盟ではなく正式加盟交渉の開始日時明確化を求めた北マケドニア共和国に関しては、妥協案を提示した。北マケドニア共和国が憲法改正により国内ブルガリア人の権利保障について明記する代わりに、マケドニア語に関するブルガリア側の要求はEU加盟交渉開始の支障とはならない(が、ブルガリアによるマケドニア語承認とも解釈されない)、という内容である。これらを踏まえて、2022年7月からEU代表团および欧州委員会近隣政策・拡大担当委員との間で、北マケドニア共和国のEU加盟交渉に関する閣僚レベル会議が開かれたが、憲法改正については国内政治状況とも絡み、いまだ実現にいたっていない。

他方、法の支配分野における諸改革に関しては、北マケドニア共和国はSAA事前調査との関係で1996年頃から司法制度改革に着手していたが、裁判官任用から評価プロセスまで含む全般的な改革に取り組んだのは、2001年オフリド枠組み合意以後、2004年以降のことである。司法制度改革の一環として、ロビー活動法、汚職対策法、利益相反防止法、内部告発者保護法などの4法パッケージが成立し、汚職対策関連ガイドラインや行動計画も、EUから派遣された専門家および加盟国からの支援を受けて、省庁横断的に整備された。また、国家汚職対策委員会(2002

年設置)が管轄する汚職捜査では、特別検察庁(2015年~2019年)の活動により、元閣僚らが絡む重要案件に一定の進展が見られた。こうした状況を踏まえて欧州委員会は、2020年公表の進捗状況報告書において、同共和国の汚職対策はある程度適切に準備されていると総評している。2021年には、「汚職および利害衝突防止に係る国家戦略(2021-2025)」も採択された。しかしながら、オープニング・ベンチマークに係る「法の支配」分野における一連の諸改革、換言するならば「欧州化」条件による諸改革の継続は、必ずしもEU加盟交渉の開始に結びつくとは限らなかった。

すなわち、本研究開始時には、ギリシャとの国名争議解決は同共和国のEUおよびNATO加盟にとっても重要な契機となると想定されていたが、実際にはNATO加盟が実現した一方、EU加盟交渉開始日時を決定できず、国内政治状況は流動化した。本研究終了段階においても、EU加盟実現までに今後どの程度の期間がかかるかについては、予断を許さない状況が続いている。とくにEUは2020年2月に加盟国拡大手続きを見直し、新規加盟には法の支配分野を始めとする多岐にわたる分野での継続的な改革成果を求めるとともに、現加盟国による政治的関与の度合いがこれまで以上に高められており、北マケドニア共和国のケースは、その一例ともいえよう。

(2) 紛争後の多民族国家における複数言語主義政策の揺らぎと国民国家変容

ユーゴスラヴィアからの独立過程においては武力紛争を回避した北マケドニア共和国は、コソヴォ紛争の影響を受け、2001年にアルバニア人武装集団との武力衝突に直面した。以後、同共和国は、EUやOSCEを始めとする国際組織の支援下において、オフリド枠組み条約に基づき、非多数派コミュニティの平等なポジションを保障する諸改革を継続実施している。このうち、複数言語主義を地方自治体および教育分野に導入する過程では、2008年に成立した言語使用法がその法的根拠となった。

北マケドニア共和国は、住民構成を反映して、地方自治体レベルで複数言語を公用語として使用することを認め、2009年のOSCEミッションによる現地調査時よりも、その数は倍増した。2018年に公表された共和国議会資料によれば、マケドニア語以外の言語も自治体公用語として使用できる自治体は、首都スコピエと30自治体(自治体総数80)に上った。このうちスコピエと20の自治体は二言語(マケドニア語とアルバニア語、マケドニア語とトルコ語、マケドニア語とセルビア語)、7自治体は三言語(マケドニア語とアルバニア語のほか、トルコ語、ヴラフ語、セルビア語、ロマニ語のいずれか)、3自治体で四言語(マケドニア語とあるバニア語のほか、トルコ語とボスニア語ないしセルビア語とロマニ語の組み合わせ)を公用語として使用することを認めていた。

2017年の政権交代は、(1)で述べた国名争議における国連調停再開の契機となったが、同時にこの言語使用法の改正にも影響を与えた。政権交代自体が、アルバニア人政党との政治的合意に基づいていたためである。国内世論を二分した2018年の言語使用法改正は、自治体レベルのみならず、共和国レベルでのマケドニア語とは異なる公用語の使用を対象としており、そこでは政府関連の諸機関や各種委員会、関連部局などのほか、裁判・司法プロセス、共和国議会を含む立法プロセス、オンブズマン・プロセス、経済活動や個人に係るすべての公文書でのマケドニア語との二言語標記に踏み込んでいる。また、新たに言語運用局が新設されて、同局が法令や公式文書の翻訳・校正作業を含む実務作業を統括し、監督機関としては法務省内に言語使用検査官が置かれた。

2018年言語使用法発効後、共和国レベルの諸機関においては、マケドニア語とアルバニア語による二言語標記(場合によっては英語を含む三言語標記)が浸透しつつある。しかしながら、2018年に実施された社会調査によれば、多民族性の尊重を原則としつつも、共和国レベルで事実上アルバニア語の使用が優先的に推進されている状況について、国民の幅広い理解が必ずしも得られているわけではない。また、司法プロセスにおける二言語主義の徹底は、場合によっては関連文書の翻訳作業により司法プロセスの適切な運用を遅らせ、公平な裁判を受ける権利にとって現実的支障となりうることも、懸念される。

すなわち、北マケドニア共和国は、国名改称という国民国家としてのあり方を問い直さざるを得ない状況に直面した時期とまさに同時期に、政党間交渉に基づく、共和国レベルでの複数言語主義の導入に踏み切ったものの、現実との乖離は短期間には埋まっていない。2018年言語使用法そのものも、一部で(非多数派)コミュニティの存在に配慮した多民族社会としての複数言語主義を、他方で2001年紛争後のアルバニア語を優先した二言語主義を想定し、複数言語主義をめぐる揺らぎを曖昧なままに残している。2021年に実施された国勢調査の結果、人口1,836,713人を数えた同共和国において、複数言語主義をどこまで現実的に運用できるかは、今後の継続的検証を必要とする課題のひとつであるといえよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 大庭千恵子	4. 巻 28
2. 論文標題 プレスパ湖を巡る南東欧国際関係 - 三国国境地帯としての変遷と2018年プレスパ協定	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 広島国際研究	6. 最初と最後の頁 45-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大庭千恵子	4. 巻 27
2. 論文標題 西バルカン諸国に求められる「欧州化」条件 - 北マケドニア共和国におけるEU加盟交渉開始にむけた諸改革をめぐって（2018～2020年）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 広島国際研究	6. 最初と最後の頁 1-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大庭千恵子	4. 巻 986
2. 論文標題 国名変更の歴史的意義 - 南東欧地域における「マケドニア」名称	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 歴史学研究	6. 最初と最後の頁 pp. 26-37.
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 広瀬 佳一	4. 発行年 2023年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 388
3. 書名 NATO（北大西洋条約機構）を知るための71章	

1. 著者名 広島市立大学国際学部多文化共生プログラム編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 彩流社	5. 総ページ数 421
3. 書名 周縁に目を凝らすマイノリティの言語・記憶・生の実践	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------